

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 5 年度）

住 所 神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地
事業者名 川崎市交通局
代表者名（役職名及び氏名） 交通事業管理者
交通局長 水澤 邦紀

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ノンステップバス、スロープ付きワンステップバス	・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、令和 7 年度（2025 年度）までに 80% 以上をノンステップバスにすることを目標としているが、令和 4 年度末で全車両の 94.5% をノンステップバスとしているため、今後も車両更新計画に基づき、ノンステップバスを導入し、バリアフリー化を図る。	・令和 5 年度末で全車両の 94.8% をノンステップバスとした。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車椅子利用者に係る研修 ・運行情報提供設備等 ・職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供	・全運転手を対象に車椅子での乗降や車椅子スペースにおける車椅子の固定に関する研修を開催する。 ・事業計画の変更に合わせて、案内内容の見直しを適切に実施する。 ・自動車運転手ハンドブックにより、音の聞こえにくいお客様への対応を周知する。	・全運転手を対象に車椅子に関する研修を開催した。 ・事業計画の変更に合わせて、案内内容の見直しを実施した。 ・音の聞こえにくいお客様に対して適切な対応がとれるよう、全職員へ周知をした。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車椅子、ベビーカー等の乗り方・利用方法の掲載	・車椅子やベビーカーを利用されるお客様のために、乗り方や利用方法について、ホームページ上に掲載する。	・計画通り取組を推進した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・バリアフリー教室の開催	・車椅子やベビーカー利用時のルール、マナーの普及やバリアフリー教室を開催する。	・計画通り取組を推進した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・運転手の対応力の向上	・非常用具・車椅子等の取扱いに関する講習を継続して行い、運転手の対応力の維持・向上を図る。 ・運転手に対するサービス向上研修において、基本理念及び関係法令の理解と遵法意識の向上を図る。	・計画通り取組を推進した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車椅子スペースの利用	・交通安全パンフレットを市内の小学校に配布し、車椅子で乗車されるお客様について啓発する。 ・車椅子を利用される方に向け、ホームページで広報する。	・車椅子でご乗車されるお客様に対する適正な配慮についての交通安全パンフレットの配布や車椅子を利用される方に向けてホームページ上での広報を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・老朽化している上屋やベンチについて、適切な整備を行った。

(3) 報告書の公表方法

・川崎市交通局のホームページ上に掲載する。

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	307	307	290	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	39	39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	40	40	39	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	306	306	290	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。